保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)について

令和2年度より新たに500億円を追加し、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業費部分(200億円程度(※))

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付

- ※ 都道府県ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業が支援対象
- ※ 従来の国保ヘルスアップ事業(50億円)を統合し事業総額は250億円

事業費連動部分(300億円程度)

予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金 を配分

【交付金のプロセス】

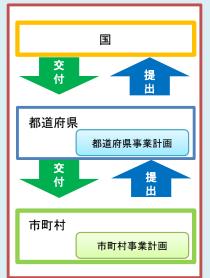
(当年度)

- ① 市町村は、市町村事業計画を 作成し、都道府県に提出
- ② 都道府県は、市町村事業計画 を踏まえた都道府県事業計画を 作成し、国に交付申請
- ③ 国は、都道府県事業計画の 内容を審査の上、交付決定し、 都道府県に事業費を交付
- ④ 都道府県は、市町村に対し、 市町村事業に係る事業費を交付
- ⑤ 都道府県、市町村において 事業を実施

(翌年度)

⑥ 実績報告、国庫返還

<計画提出・交付の流れ>



【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に 基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」=「総得点」を算出し、 総得点で予算額を按分して配分

※保険者努力支援交付金(取組評価分)と同様

【交付金のプロセス】

として活用

(前年度)

① 国において、評価指標を決定・提示

(当年度)

- ② (都道府県事業計画を踏まえつつ)評価指標に基づいて採点
- ③ 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
- ④ 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行 ⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源

令和4年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

○ 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、 市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施 する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健 事業の効果分析や課題整理を行う事業
- C. 都道府県が実施する保健事業
- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D.人材の確保·育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診 や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E.データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F.モデル事業(先進的な保健事業)

- ・地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を 共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業
- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25~50万人未満	50~75万人未満	75~100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

令和4年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業(A)

【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①~③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

国保ヘルスアップ事業(B)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業②生活習慣病等重症化予防対策または③国保一般事業から合計で少なくとも2事業以上実施していること (大規模実証事業に参加している場合、h)糖尿病性腎症重症化予防を実施しているとみなす)
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・ 評価を活用すること。ただし、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防 を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
基準額	12,000千円	18,000千円	24,000千円	36,000千円

国保ヘルスアップ事業(C)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。ただし、④効果的なモデル事業p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。 ※ p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。
- または、大規模実証事業の受診勧奨の有効性検証に介入群として参加していること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
基準額	18,000千円	27,000千円	36,000千円	54,000千円

事業内容

- ① 生活習慣病予防対策
- a)特定健診未受診者対策
- b)特定保健指導未利用者対策
- c)受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d)特定健診継続受診対策
- e)早期介入保健指導事業
- f)特定健診40歳前勧奨
- q) その他生活習慣病予防対策

② 生活習慣病等重症化予防対策

- g)生活習慣病重症化予防
- h) 糖尿病性腎症重症化予防
- k)保健指導 ①重複·頻回受診者 ②重複·多剤服薬者
 - ③禁煙支援
- ④その他保健指導

③ 国保一般事業

- i)健康教育
- j)健康相談
- 1)歯科にかかる保健事業
- m)地域包括ケアシステムを推進する取組
- n)健康づくりを推進する地域活動等
- o)保険者独自の取組

④ 効果的なモデル事業

- p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業
- ※ 都道府県の指定を受けた事業であること (都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)
- ※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を 負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

- 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施
- (1) 「事業」の取組状況



左記(1)(2)について、それぞれ

(2) 「事業」の取組内容 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」=「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

(1)「事業」の取組状況 150億円		(2)「事業」の取組内容 150億円	
(都道府県)		(都道府県)	
1)事業ABCを全て実施している場合	8点	1) 管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施して	6点
2)事業ABCDEを全て実施している場合	10点	ルに同けた味道で <u>一人を</u> だ確じた工で、都道所 宗の事業を美心している場合	口川
3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果 上位 1位から10位	10点	2) 下記市町村指標1) ~3) を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の 場合	10点
上位11位から20位	5点	3)申請市町村が下記市町村指標1)~3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合	
(申請市町村の8割以上が支援を受けている場合	10点
(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点		申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合	5 点
1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市 町村の割合が8割以上の場合		(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点	
2)事業②生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町 村の割合が9割以上の場合	6点	1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合	10点
3)事業③国保一般事業を ・1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上の場合 ・上記を満たした上で、2事業以上実施する管内市町村の割	5点 8点	2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を 実施している場合	7 点
合が1割以上の場合		3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の	7点
4)事業①のe)またはf)を実施する管内市町村の割合が5割	c F	支援・評価を受け、事業に反映している場合	7 7113
以上の場合	6点	4)「新たな生活様式」の下での予防・健康づくり事業の展開	
5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している 管内市町村の割合		ア 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じ た事業を実施している場合	5点
管内市町村の5割以上が実施 管内市町村の3割以上5割未満が実施	6 点 3 点	イ申請市町村の9割以上が、外出自粛等による身体活動の低下や 社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、 健康維持の推進をふまえた事業を実施している場合	5 点

令和4年度 都道府県国保ヘルスアップ支援事業申請状況

事業実施都道府県数

47

区分別実施都道府県数

事業区分	都道府県数		事業数	
于未产力		前年度	子未以	前年度
A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	47	45	86	74
B 市町村の現状把握・分析	46	45	57	52
C 都道府県が実施する保健事業	45	45	84	82
D 人材の確保·育成事業	45	42	59	53
E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を 図る事業	41	39	54	49
F モデル事業	31	29	38	34
計	47	47	378	344

令和4年度 市町村国保ヘルスアップ事業申請状況

事業実施市町村数

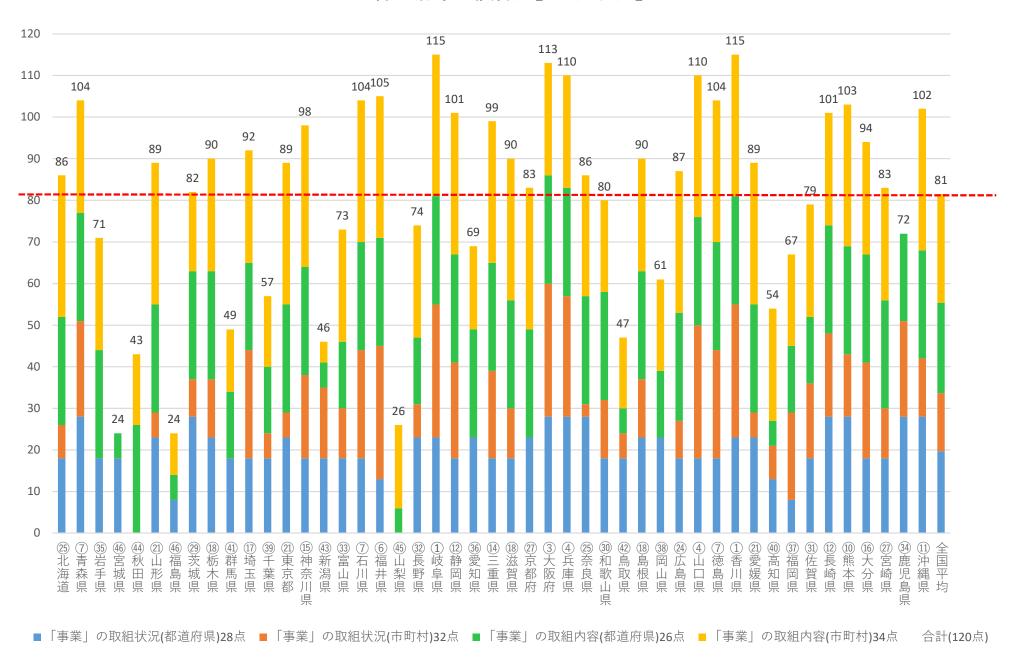
1,611

区分別実施市町村数

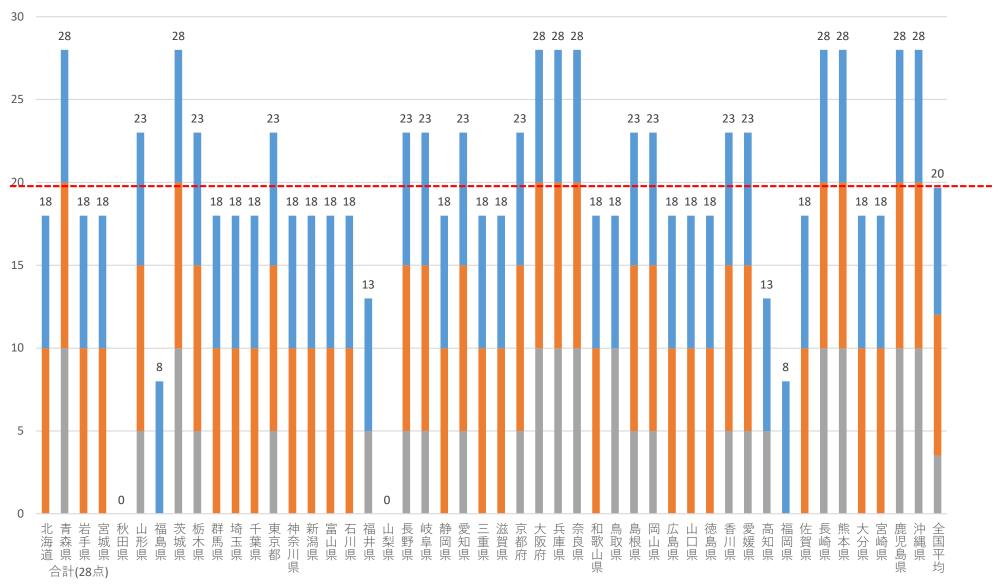
区分	市町村数	
区刀	XX CT LU LU I	前年度
国保ヘルスアップ(A)	887	958
国保ヘルスアップ(B)	702	599
国保ヘルスアップ(C)	22	23
計	1,611	1,580

小区分	事業名	事業数(件)	並左曲
а	特定健診未受診者対策	1,565	前年度 1,503
а	離島における渡航費のみ	18	
b	特定保健指導未利用者対策	403	401
С	受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨	481	465
d	特定健診継続受診対策	284	264
е	早期介入保健指導事業	587	528
f	特定健診40歳前勧奨	208	157
g	生活習慣病重症化予防における保健指導	695	561
h	糖尿病性腎症重症化予防(大規模実証参加)	171	171
h	糖尿病性腎症重症化予防(大規模実証不参加)	1048	980
i	健康教育	414	380
j	健康相談	120	86
k-①	重複・頻回受診者への訪問指導	189	222
k-2	重複・多剤服薬者への訪問指導	148	172
k-③	禁煙支援	27	29
k-4	その他保健指導	305	200
I	歯科に係る保健事業	124	103
m	地域包括ケアシステムを推進する取組	58	49
n	健康づくりを推進する地域活動等	112	88
0	保険者独自の取組	50	59
р	都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健 事業	27	31
q	その他生活習慣病予防対策	95	

令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 都道府県別獲得点【120点満点】

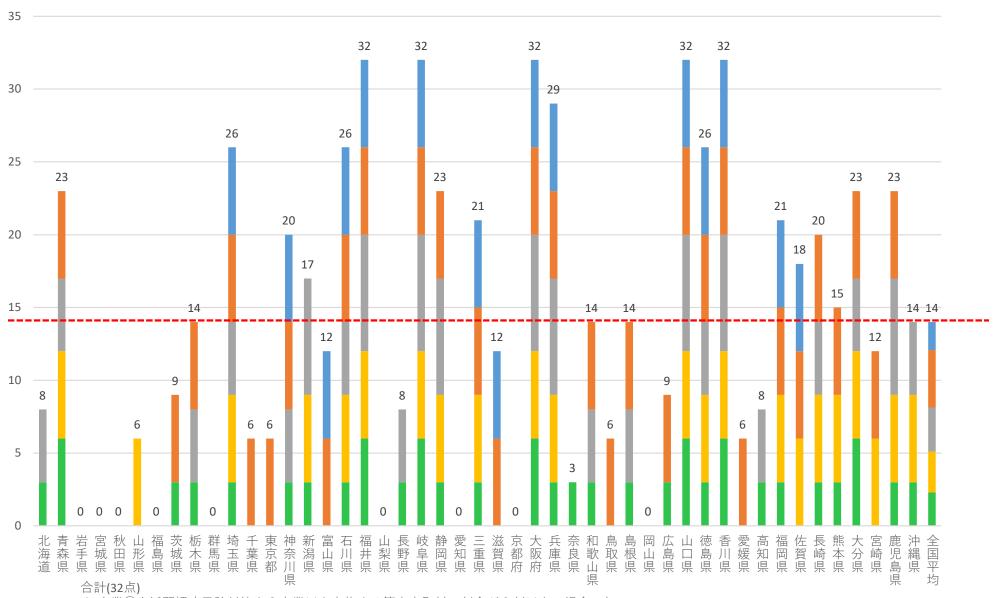


令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組状況(都道府県) 都道府県別獲得点【28点満点】



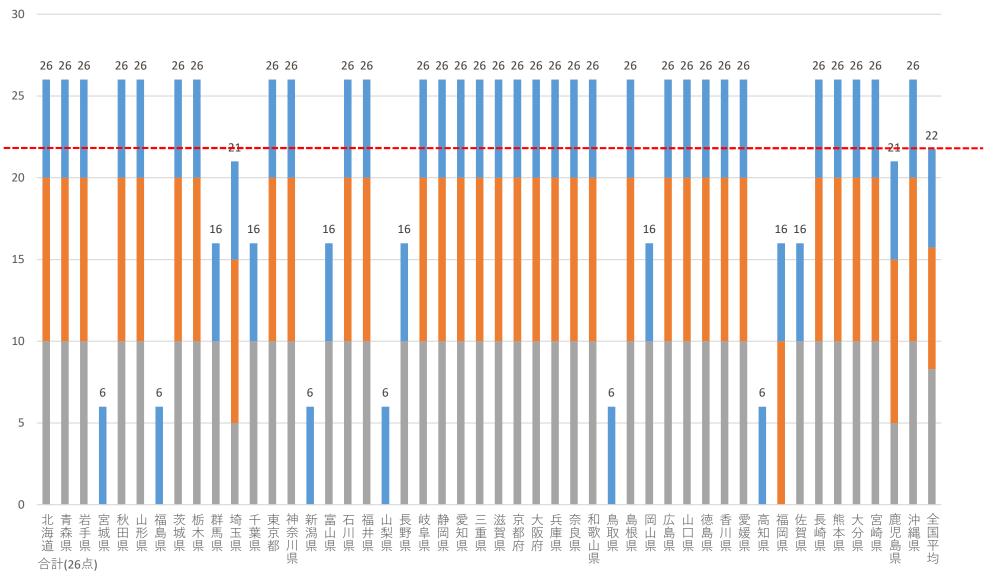
- ■1)事業ABCを全て実施している場合(8点)
- 2)事業ABCDEを全て実施している場合(10点)
- 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果(10点)

令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組状況(市町村) 都道府県別獲得点【32点満点】



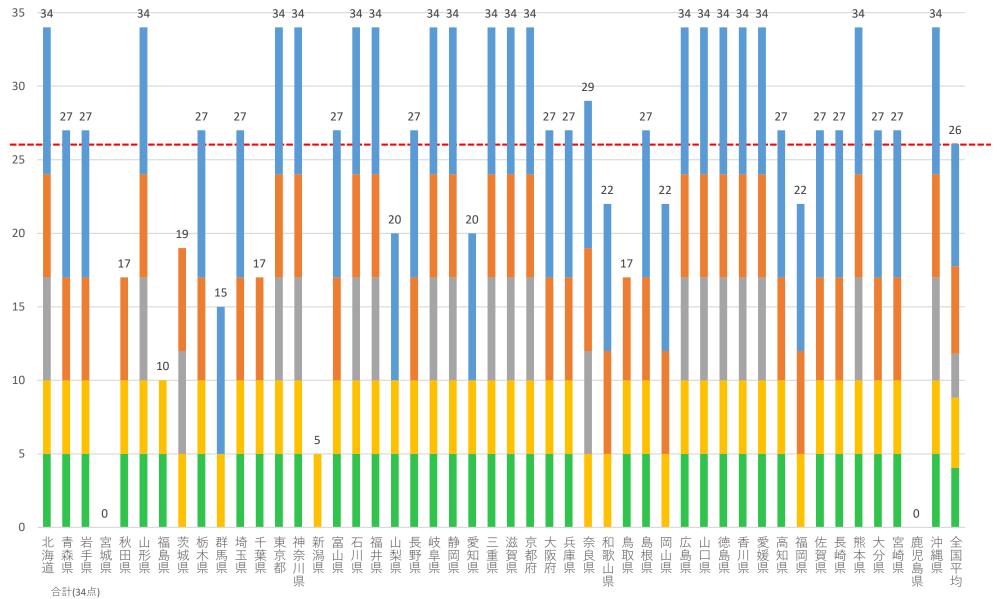
- ■1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割以上の場合(6点
- ■2)事業②生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合(6点)
- 3)事業③国保一般事業を1事業以上実施する管内市町村の割合が4割以上かつ2事業以上実施する管内市町村の割合が1割以上の場合(8点)
- 4)事業①のe) または f) を実施する管内市町村の割合が 5割以上の場合(6点)
- 5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合が5割以上の場合(6点)

令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組内容(都道府県) 都道府県別獲得点【26点満点】



- ■1) 管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合(6点)
- 2) 市町村指標1)~3) を全て満たす申請市町村の割合が5割以上の場合(10点)
- ■3)市町村指標1)~3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している申請市町村の割合が8割以上の場合(10点)

令和4年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分 「事業」の取組内容(市町村) 都道府県別獲得点【34点満点】



- ■1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合(10点)
- 2) 申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合(7点)
- ■3) 申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合(7点)
- ■4-ア)申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合(5点)
- ■4-イ) 申請市町村の9割以上が、外出自粛等による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下の予防、健康維持の推進をふまえた事業を実施している場合(5点)